

令和元年第1回津島市行政改革有識者会議

日 時：令和元年10月8日(火)午前10時00分から11時30分

場 所：市役所5階第1委員会室

出席者：奥野座長、大矢知委員、加藤委員、川上委員、齊藤委員

市長、総務部長、財政課長、市長公室長、市長公室参事、企画政策課長 他5人

傍聴者：10人

1 開会

2 あいさつ（市長）

皆さん、おはようございます。津島市行政改革有識者会議の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆さま方には昨年度でございますが、津島市の公共施設等適正配置計画の策定にご尽力いただきました。本当にありがとうございます。

本市は、今後生産人口の減少がございまして、税収の減少があります。また、高齢化の進展によって、社会保障費の増加が見込まれています。財政の見通しは依然として極めて厳しい状況に置かれております。将来にわたりまして持続可能な財政基盤を確立するためには、引き続き行財政計画が待ったなしの取組となっております。市政運営を持続していくためには、さらなる「ひと・もの・こと」の改革、行政改革を実行していく必要があると考えております。今年度は、行財政改革の取組みのひとつとして津島市公共施設の使用料の見直し方針案につきまして、皆さまから客観的な視点、また専門的な知見からもご意見をいただければと思います。そして市民の皆さまに必要な情報を提供させていただき、共に考えていただく機会を通じて、行政改革の検討に参画していただきながら行政改革の取組みを進めていくということになります。今年度も皆さまのお力をお借りいたしまして、この行政改革を進めて参りたいと考えております。何卒よろしくご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

3 諮問

<市長が諮問書を読み上げ、座長に手交>

4 議題

(1) 津島市公共施設使用料の見直し方針案について

<資料3について説明（企画政策課長）>

<資料4、補足資料1及び2について説明（財政課長）>

座長

パワーポイントの16頁、急激な負担増のところ、維持管理費の30%に届かせるというのがひとつある。それから現行使用料の1.5倍の範囲内で定めると。そうすると経過措置としての重みが違うんだと思うけれども、これでは30%いかないのではないか。どこかで思い切ってというものがあればと思うけど、そのあたりは、どのように整合性をお考えになるか。

財政課長

当面、3割を負担していただくというところはあるが、そうはいつでも、実際の個々の使用料を負担していただく方のことを考えてみると、常識として、上がる範疇として、納得いただける部分になるのかということもあるので、1.5倍という上限については、各市、色々なパターンがあり、1.5倍のところでは上限を定めているところが比較的多く、今のところは、こういった案とさせていただいた。中には1.3倍や1.2倍で上限を定めている市町村もあるので、そのあたりは料金の算定をする中で総合的に考えていきたい。

座長

1.5倍っていうのは当面の経過措置だと思う。30%というのは、長期的なこととして考えているのか、5年毎に見直すこととして考えているのか。

財政課長

急激な増が施設として成り立っていくか、それから利用者の方に納得いただけるかという部分があって、こちらも当面3割というような意味合いが含まれている。見直す中で、市の中での施設の状況も変わってくるので、その中で経費の状況も変わって、どれくらいが最適かというのをまた検討していくことになる。受益者負担というと100%じゃないかということの方が反対側からみるとあるので、利用者じゃない方の立場から見るとそういった部分もあり、そのあたりはバランスを見るという意味で当面という形も含めて3割ということである。

座長

「3割とする」と書くと強いが、これだと目指すというようなイメージを持った。数字の間の整合的なところで、苦労があるのはわかる。

委員

以前にもご説明いただいたときに申し上げたが、私自身も受益者負担の3割がどこから出てきたんだと。ここまでアンケートもとったりしたのに急に3割と出てきたので、どこからというところで、一言申し上げたと思う。また、原価を計算する時に稼働率が入っているのがどうしても腑に落ちないところがあって、意味としては解る。埋まらないということもあるので、現行、大体稼働率の平均が3割くらいなので、そこできちんと取るっていうことは解るが、ただ、受益者負担としたときに、受益者というのは、あくまでも、例えば私が、貸館の場合、会議室を使って、そこから受ける便益だとすると、隣の部屋が使われていようが使われていまいが、私がここで使ったところの便益は変わらない、ロジック的にはそうだと思う。だとすると、ここで稼働率を入れてしまうところにちょっと違和感があるなど。で、色々と帳尻合わせしようとしてるのではなくて、単純にここで稼働率をなくして、受益者負担の3割を入れなかったら、意外に落ち着くところにはいかないのかということもちょっとあって、ここで稼働率を入れてしまつて、稼働率も年間で変動するものだから、5年毎に見直しをしていくという話も、言われると納得する感もあるが、ちょっと腑に落ちないところがある。そういう稼働率をなくして、先ほども座長がおっしゃったように、受益者負担をうまく、ある程度、ちゃんと求めるというようにしていくと、落ち着くのではないかなとも思う。

委員

この補足資料2をみると、稼働率が20%前後なので、稼働率を入れると、結局5倍になるっていう、今の3割で計算した想定されてる額があるんだけど、その5倍になって、とてもこのような計画案では、難しいというので、きっとそうされてると思う。ちょっとわからないのが、補足資料2だが、使用料収入がないところと、あるところがあって、以前は建物の性質によって使用料をとらなかつたりしていたけど、今度は一律に取りましようというお話の提案なのかどうかの説明がもう一つよくわからなかった。例えば、5番の南文化センターを見ると、補足資料1では、現行使用料が書いてあるんだけど、使用料収入はゼロ。これって使う人がいないって意味なのか、ここが、言ったらそれなりに経費がかかっている所だけど、使用料収入がゼロだったりする。この性質の違いとか、今は一律にお話をされてるが、一体、この辺のことはどうなのかを質問させていただきたい。

財政課長

まず、補足資料2をみていただくと5番6番7番の南文化センター、老人福祉センター、神島田祖父母の家の使用料収入が使用料収入がゼロということになっており、こちらが社会福祉法、老人福祉法によるもので、まず、5の南文化センターが隣保館という施設、それから、6と7が老人福祉センターで、それぞれの法律で規定された施設であって、無料もしくは限りなく低額な料金で運営をすると法律上で規定がある施設である。南文化センターの使用料収入がゼロなのは、料金設定はあるが、隣保事業として行っている範疇では、使用料が発生しないので、結果的に使用料収入がないということ。それから老人福祉センターも、条例で浴場を使った場合の設定があるが、そちらは、市内の高齢者の方は免除されるという作り方がしており、無料の施設ということである。説明が不足したが、法令等で特別に定められている施設については法令に基づいて設定をする形になるので、こちらについては、方針に基づく計算式ではないところで、設定をしていく。この補足資料の欄外にわざ・語り・伝承の館、総合保健福祉センター、図書館があって、これらが入っていないのは、わざ・語り・伝承の館は高齢者関係の施設で、現行、使用料をとっていない施設であるが、こちらは法令上の老人福祉センターという位置づけではないので、法律で無料もしくは低額な料金とするという施設には入っていないので、新しい設定では、わざ・語り・伝承の館は料金を設定していく方向で検討をしている。それから総合保健福祉センターは昨年、公共施設等適正配置計画を進めていく中で、貸館部分を作って今年度から運用しているということで、欄外にさせていただいた。それから図書館について、図書館の入場は無料であるが、図書館の中に会議室があるので、そちらは今、料金設定をしていないが、新たに料金設定をしていく検討を進めていくことにしている。現行使用収入がゼロと入っているところは、法令で特別に定められているということである。

委員

そしたら、これは省いたほうがよい。この議論の中に入れると、ぐちゃぐちゃになるのでは。議論の中に入っていないかもしれませんが、これを省いて、3割かどうかは別にして、この原則で基本的に考えたいところを対象にして検討したほうがきっとわかりやすいのではないかとというのが1点。それと、3割よりも高いところがあるが、それは下げるのか、そのままにするのか。

財政課長

今のところ、計算した結果、下がることも想定している。

委員

球場、大崎会館、コミュニティセンターはどうか。

財政課長

今言ったことも含めて、グルーピングという考えをとろうと思っているので、1個の施設が極めて稼働率が低いところをグルーピングの中で吸収する形で、ある程度使用料を平準化したいと考えている。単独施設などで難しい場合は出てくるかもしれないが、その手法で平準化したい。

委員

グルーピングは賛成。というか、何かというと総合考慮すべきかと思う。原則は原則として、総合考慮はすべきでないかと。総合考慮の一個は競争力があるかという意味。競争力あるいは、稼働率が減っては意味がない、というので、例えば、斎場とは部屋のことか。

財政課長

火葬料金のこと。

委員

じゃあ、仕方ないかもしれない。例えば、プールでも、市営のプールが300円だったら行くけど、600円だったら行かないとかの個々の感覚。というのは、1人だったら行くけど、家族4人で行くかと、そのあたりの相場感がある。そんなプールはやめてしまえ論がもしかしたらあるのかもしれないが、何を言いたいかというと、維持管理経費はほとんど建物と人件費だが、球場や庭球場なんてどちらかというと土地代、民間は土地代も入れて料金を設定してたりもするから、たぶんこの原則だけでいくとすごい不自然な数字がどこかで出てくるんじゃないかと思うので、それはなぜこうかということを考えて、グルーピングをする発想のほうが、実現性があるのではないか。逆に言うと、稼働率を下げない、稼働率を下げた廃止すればいいのであれば別だが、そういうことになるのではないかという気がした。稼働率とか表をみて、このまま適用したらどうなるのかなと思った。

座長

受益者負担というときに気を付けなきゃいけないのは、一つは、委員がおっしゃったように、施設の建設費、土地代、それを入れるか入れないか。ここでは、それは入れないということ考えていらっしゃる。それは、非常に大事なポイントでしっかりしておかないと、議論がかなり混乱してくるような気がする。ここでは入れないということで。これはものによって、例えば、名古屋市の地下鉄は施設とか車両などは都市の基本的なインフラとして税金でやっている。切符代とか電気代の維持管理費は料金でとることである。ここでも同じような考え方であるが、ここでは施設の建設費、それはすべてどんなものでも税金でやるんだということ。

財政課長

今のところの案では、建物自体は市民共有の財産ということで、そこに係る維持修繕、人件費、消費的支出をベースにするという考え方になっている。

委員

行革は、これまで、量の行革を重ねてこられたと思う。つまり、コスト削減とか人員削減とか。それは限界があるので、行革を質の転換に変えたり、あるいは、去年、適正配置計画を作ったり、そして今般、受益者負担に切り込んでいくというのは、今日的で正鵠を射たテーマ設定なんだろうと私は思う。ただ、この受益者負担の問題は、やはり厳しくあたらないと駄目だと思う、手を付ける以上。で、質問と意見があって、まず、ふたつ質問をしたいが、ひとつは、2割を3割にすると、手元計算で使用料は総額で年間どのくらい増える計算になっているかが1点と、それから、冒頭市長のあいさつの中にも含まれていたが、見直しをされていない、長い間据え置かれてきたというのは、各施設、整備後見直しをされていないという理解でよいかという2点をまずお聞きしたい。

財政課長

まず、1点目、本当に仮の試算ということで、グルーピングの仕方だとか、いろんなところで全然変わってくるが、ひとつのパターンとして試算した場合には、先ほど、使用料収入が約6,000万円ということを説明したが、そこが、1,000万円くらい増えるような試算である。それから、もうひとつの質問で、網羅的に調べてはないが、施設の使用料の改定時期は、消費増税の影響とかで改定したものを除くと、ほぼ、建設したり、建て直しをしたりしたときに設定したものがそのまま残っている状況と考えている。

委員

そうすると、古い施設も多いと思うので、30年とか40年据え置かれている、消費税の制度改正以外の要因としてはやられていないという理解をしてよさそう。ずっと据え置かれてきて、2割を3割にあげると1,000万円使用料が上がると、それでこの改革は足りるのかなというのが、正直な印象としてある。パワーポイントの11頁に一般的な整理をしていただいているが、5割ってわかりやすいと思う。すでに他の委員からご指摘のあった、3割ってなんでだということころは、若干不透明と。その5割というわかりやすい決め方以外には、民意があると思うが、アンケートをとっておられて、例えば6頁を拝見すると、ふたつのアンケート、要は全市的な見方と利用者の立場でとっておられますが、両者とも60%ということころは、ブリッジがかかる、共通の範囲と言えそうだと。これ、税負担なので、受益者負担に置き換えれば4割っていうところ、その民意の範囲では許されそうともみえるので、わかりやすさとか民意とかって言ったところからみると、現時点で3割っていうのは合理的なのか、それから1,000万円と伺うと、その程度でいいのかなというのが印象。私は、5割という設定をかけてみて、稼働率をとった場合との比較考量をもう少ししてみるべきではないかなと思う。民意の4割でもいいし、わかりやすさの5割でもいいし。で、そうするとどこまで行くんだろうというのを見ながら個々の施設、たぶん一生懸命シミュレーションをしておられると思うので、すごく分布が激しいのかもしれないが、グルーピングなどで同種のを束ねながら検討する、そういう方針のほうが、受益者負担の適正化に努めるといったときには合理的な考え方になるのではないかなと思う。今日の段階でということだが。それから、もうひとつ、8頁に、対象の範囲があって、経常的経費の⑤⑥⑦を対象とすると。これはひとつの考え方としてわかるが、津島市の公共施設が段々古くなってきていることを前提に考えると、このメンテナンス費用が上がってく局面に今入っていると思う、多くの施設が。そうすると、このメンテコストが増えると受益者負担額が上がってくということ。要は古くなっていくと受益者負担額が上がってく、使用料が。これってどうか。つまり

新しくグレードの高いものは料金は高いけれど、古くて汚くなったものは料金が安いなら、まだわかるけれど、その逆にこれはなっていないかという気がする。で、新しくグレードの高いものは高くても受け入れられるという発想を入れる必要があるなら資本費を組み入れないと駄目なんだろうと思う。建設費と高額備品、これを組み入れるとクオリティの高いものは、受益者負担額が高くても仕方ないという概念に移っていくと思うので、座長からご指摘ありましたが、資本的経費の組み入れについても一定の検討をしたうえで、最終に向けて議論を進めるべきではないだろうかと思う。

委員

補足資料2の受益者負担割合の数字の定義だが、これには、稼働率は反映されていないということでしょうか。

財政課長

ここには、反映されている。単純に④と③を割っているので、されているといえばされているという状況。使っていただいている分だけの使用料で割合が出されているのでされているほうに入と思う。

委員

そうすると、受益者負担が割合が高い施設がいくつかあって、その多くが稼働率もそこそこある。つまり、料金と利用者のニーズが合っている施設だと思う。そこが、今回3割という基準で下げていくことに意味があるのかということがひとつ。それから、逆に大きな施設で問題があるのが、プールと生涯学習センターと錬成館が20%前後、ちょっと切ったぐらいのところだが、この三つの話が、実は一番大きくてですね、3割まで上げていくことの負荷がかかるところが、そんなにあるのかというか、そこを個別にしっかり見て考えれば、この問題は割と整理できるのではないかと思ったが、いかがか。

財政課長

おっしゃられたのは、施設の中で、いいバランスになっている施設がすでにあるので、そこを基準にするというか。

委員

要はそれを外してしまってもいいんじゃないかということ、今回の見直しから。利用者の理解を得ているので、動かす必要がないと、要するに下げる必要はないと、そういう考えはないかという話。

財政課長

実際にこれからになるが、冊子のほうで行くと、一番最後の(6)その他、様々な調整の部分があるので、どういった整理でというのはまだちょっとこれからになるが、ここの中でもいろんなバランスを考慮して設定をしていくということになっている。他市の施設との競争みたいな視点もあるので、そういったものも含めて、いろんな調整という部分は出てくると想定している。委員が言われた計算の中から抜く施設を作るのかどうかという発想はこれから検討させていただきたいが、そういったことも含めて、料金が大体いくらになるのかという設定を出しながらの調整になってくるので、ご意見としていただいて、参考にさせていただきたい。

座長

受益者負担の割合3割ってというのは、市の全体の使用料収入と全体の維持管理費の割合を3割というところに持っていくという理解をしてよいか。その中で、いろんな調整があるということ。

財政課長

全体を見た中の3割というのに近づけるといふようなことは想定としてはあるが、あくまでもグルーピングした施設の中で、維持管理費がいくらかかって、今のところの案では稼働も考慮して、3割くらいを負担していただくんだという作り方になっている。貸館グループとか、屋外スポーツグループのような形で。なので、そこでバラつきがあると、なかなか3割に繋がらない部分も出てくるかもしれないというところがある。

座長

そうすると、30%ってというのは、市全体としての使用料収入と市全体としての維持管理費の問題と受け止めていたんだけど、必ずしもそうではないわけか。

財政課長

全体として捉えるときには、そういうこと。今回の対象施設の維持管理経費が3億3,000万円くらいかかっていて、いただいているお金が6,000万円くらいで、実際には20%くらいだという発想の中で、受益者負担をそれをベースに30%いただくんだという設定をしているが、今度これを計算の中に落とし込むと施設ごとにグルーピングしてそこそこで経費を出して稼働率も反映して3割をっていう計算をいくつも分けてすることになる。

座長

どういうグルーピングをするかってのが問題だな。そこで、議論がまた出てくるかもしれない。

委員

他市町村の話が出たが、利用者目線からいうと高ければ、他の市へ行けばいいやという話で、稼働率が落ちちゃうという微妙な話があって、その辺はある程度調べられて、決めていかれるということによろしいか。

財政課長

お見込みのとおり。設定した金額として、それが、隣の市と比べてあまりにもというところがあれば、それはやはり、先ほど言ったその他の調整のひとつの要素にもなってくる。ただ、それをあまり調整しすぎると大原則とぶれてしまいますので、そのあたりの折り合いというのが重要なのかなと思っている。

委員

もう一点。大原則からぶれる話ばかり申し上げて申し訳ないが、稼働率からみると、稼働率の高い施設の料金は上げて、稼働率の低い施設の料金は下げるっていうのが、なんとなくビジネスベースで考えることのような気がするが、今回、全く逆に行くようにもみえる。そうすると、稼働率落ちてもいいよねといって、他の委員もおっしゃったようにそれはそれで施設の廃止に繋がるのというような方向性もあるようなないような。投資的経

費を入れない原価でやると、古くなって、高くなって、稼働率が落ちて、廃止するっていうルートは見えなくする方向に働いているし、価格の値付けの方向性がきれいに整理されていないような気がする。委員のほうは割と投資的経費を入れて、古くなったらコストオフがかかるようにして、一般的な施設の寿命を判定するひとつの指標にしたらどうだという意見が強いように思うが、そのあたりはどこまで、価格の上下にあたって考えるのか。

財政課長

今回、色々ご意見をいただいて、キーになってくるのが、投資的経費というか減価償却の部分とそれから稼働率の部分、それに応じて受益者の負担割合自体をどう設定するかということ。一方で、実際に出た金額が、相場、実態と合うのか、この難しいパズルの中での検討ということになると思うので、今日いただいたご意見について、シミュレーションをしながら作り上げていくしかないということで、意見に対し、今こうだと、答えは難しいが参考にして計算をさせていただきたい。

座長

それでは、今、非常に大事な議論をいただいたので、それらを反映して、市民の皆様、これをご覧になられたらいろんな解釈が出て錯綜すると思う。さっきパズルとおっしゃったけど、そういう問題でもあって、相当、非常に大事だと思うので、それを含めて、意見を反映したものをまとめていただきたい。それから、市民の意見募集をされることで、それを踏まえて、私ども議論をしたいので、継続的に審議をするということにさせていただく。

(2) 市民説明会兼意見交換会及び書面による意見募集の実施について

<スケジュールについて説明（企画政策課長）>

<市民説明会兼意見交換会に参加する委員の指名>
コメンテーターとして加藤委員が参加

5 その他

<次回以降の会議開催について確認（企画政策課長）>

6 閉会